

中央教育審議会大学分科会質向上・質保証システム部会  
教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ  
の会議の公開に関する規則（案）

令和7年5月 日  
中央教育審議会大学分科会  
質向上・質保証システム部会  
教育・学習の質向上に向けた新たな  
評価の在り方ワーキンググループ決定

中央教育審議会大学分科会質向上・質保証システム部会教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）の会議の公開に関する規則を次のように定める。

（会議の公開）

第1条 ワーキンググループの会議は、次に掲げる場合を除き、公開して行う。

- 一 主査の選任その他人事に関する事項を議決する場合
- 二 前号に掲げる場合のほか、主査が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合

（会議の傍聴）

第2条 ワーキンググループの会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文部科学省高等教育局高等教育企画課大学設置・評価室（この条において「事務局」という。）の定める手続により登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録を受けた者（この条において「登録傍聴人」という。）は、主査の許可を受けて、会議を撮影し、録画し、又は録音することができる。
- 3 会議を撮影し、録画し、又は録音することを希望する者は、傍聴登録時に登録することとし、会議の撮影、録画又は録音は、会議の進行の妨げとならないよう、主査又は事務局の指示に従うものとする。
- 4 主査は、登録傍聴人が会議の進行を妨げていると判断した場合には、退席を求める等の必要な措置をとることができることとする。

（会議資料の公開）

第3条 主査は、ワーキンググループの会議において配布した資料を公開しなければならない。ただし、ワーキンググループは、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(議事録の公開)

第4条 主査は、ワーキンググループの会議の議事録を作成し、これを公開しなければならない。ただし、主査は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときはその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

2 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、主査は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

附 則

この規則は、ワーキンググループの決定の日（令和7年5月 日）から施行する。